

北海道地方交通審議会船員部会
第2回北海道海上旅客運送業最低賃金専門部会
議事概要

開催年月日	令和2年12月8日(火)
開催場所	札幌第二合同庁舎(9階会議室)
議題	<p>1. 北海道海上旅客運送業最低賃金の改正(審議)</p> <p>2. その他</p>
議事概要	<p>・審議に入り、前回の議論を踏まえ、労働者委員及び使用者委員の双方がそれぞれ検討してきた結果について、意見が述べられた。</p> <p>・労働者委員より、全国(国土交通大臣権限)と比べると、北海道における海上旅客運送業の最低賃金は、職員で1,150円、部員で750円の差があること、また、今年度の全国(国土交通大臣権限)における審議状況を加味して、職員及び部員とも1,500円の引き上げが適当であるとの意見があった。</p> <p>・使用者委員より、各社の経営状態を勘案すると、一律に引き上げられる状況ではないこと、したがって、最低賃金は据え置きたいとの意見があった。</p> <p>・部会長より、労使委員双方のみで協議を行うよう要請があり、両者のみで協議を行った。</p> <p>・労使委員相互間の意見に隔たりがあり、両者間による意見の調整が困難であることから、公益委員が労働者委員及び使用者委員から、それぞれ個別に意見を聴取した。</p> <p>・公益委員のみによる協議を経て、公益委員より、改定(案)【職員：550円の引き上げ／部員：650円の引き上げ】が示された。</p> <p>・最低賃金額(月額)は、職員について24万5,850円、部員について18万4,900円、とする案が了承された。</p> <p>・その他として、労働者委員より、航海士や機関士が乗り組んでいない船舶においては、船長や機関長の職責を考慮した上、それら職員については、最低賃金を十分に上回るよう、引き続き、指導をお願いしたいとの意見があった。</p> <p>・事務局より、当専門部会の結論については、他の業種の最低賃金専門部会の結論と合わせて、直近の船員部会へ付議することをはじめ、効力発生までの手続きに関する説明があった。</p> <p>・海事振興部長より、諮問した北海道運輸局を代表して、部会長及び各委員へ、謝辞があった。</p> <p>・部会長より、各委員へ謝辞があり、これをもって本年度の最低賃金専門部会を終了した。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>
北海道運輸局海事振興部船員労政課	